平成２７年（再イ）第１４６号

さいたま市見沼区大字御蔵1398番地７

再生債務者　高杉　宗治

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年４月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年４月20日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２７年（再イ）第１０号

岐阜県安八郡安八町城３丁目39番地

再生債務者　宮川　亮一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年４月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年４月21日　岐阜地方裁判所大垣支部

平成２７年（再イ）第２６７号

札幌市白石区北郷４条12丁目５番23号　メゾンセリーヌ105号

再生債務者　佐々木保則

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年４月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年４月21日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第１１号

宮城県柴田郡柴田町大字中名生字佐野25番地１

再生債務者　渡辺　恵一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年４月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年４月21日

仙台地方裁判所大河原支部

平成２７年（再イ）第４４号

三重県三重郡朝日町向陽台１丁目７番地７

再生債務者　中西十詩郎

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年４月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年４月21日　津地方裁判所四日市支部

特定計量器型式承認

国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第４号

計量法（平成４年法律第51号）第89条第１項の規定に基づき、平成28年４月19日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成 28 年５月 11 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所

理事長　中鉢　良治

1．承認番号　第H161号

2．名称　欧姆龍（大連）有限公司

3．住所　中華人民共和国遼寧省大連経済技術開発区松江路３号

4．特定計量器の種類　抵抗体温計

1．承認番号　第Ｌ164号

2．名称　Sensus GmbH Ludwigshafen

3．住所　Industriestr. 16, 67063 Ludwigshafen, GERMANY

4．特定計量器の種類　水道メーター

企業年金基金解散公告

確定給付企業年金法第81条第３項及び第83条第２項の規定により解散したので、確定給付企業年金法施行令第58条の規定に基づいて、次のとおり公告します。

1．基金の名称　河北新報企業年金基金

2．事務所の所在地　宮城県仙台市青葉区五橋一丁目２番28号

3．実施事業所の名称及び所在地　株式会社河北新報社　宮城県仙台市

4．解散の理由　確定給付企業年金法第81条に基づく規約型企業年金への移行による。

5．解散認可があったものとみなされた年月日

平成28年４月１日

平成 28 年５月 11 日

宮城県仙台市青葉区五橋一丁目２番28号

河北新報企業年金基金

理事長　小野木克之

企業年金基金清算人就任公告

当基金は確定給付企業年金法第85条第１項の規定により解散したので、確定給付企業年金法施行令第59条に基づき、次のとおり公告します。

1．清算人氏名　八浪　英明

2．住所　宮城県仙台市青葉区五橋一丁目２番28号

平成 28 年５月 11 日　河北新報企業年金基金

理事長　小野木克之

公示送達

鹿児島都市計画事業宇宿中間地区土地区画整理事業の換地処分通知書の送付にかえる公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による鹿児島都市計画事業宇宿中間地区土地区画整理事業の下記１の者に対する換地処分通知書は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を下記２のとおり公告する。なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを鹿児島県鹿児島市広木三丁目10番30号の隣接地（久保園墓地前）にて掲示する。

平成 28 年５月 11 日

鹿児島都市計画事業

宇宿中間地区土地区画整理事業

施行者　鹿児島市

代表者　鹿児島市長　森　　博幸

1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

⑴　鹿児島県鹿児島市宇宿六丁目４番３号

森田ハツエ

⑵　鹿児島県鹿児島市紫原五丁目41番22号

平田　秋義

⑶　鹿児島県鹿児島市宇宿七丁目８番11号

宮村　信行

2　通知の内容

土地区画整理法第103条第１項の規定により、鹿児島都市計画事業宇宿中間地区土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び換地図のとおり換地処分します。

教示

この通知書について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に鹿児島県知事に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第19条第２項に規定されています。）

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受け取った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）から６か月以内に鹿児島市を被告として取消訴訟を提起することができます。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十一日

北海道北見市川東三九番地

株式会社キクチアルミ

代表清算人　菊地　文博

解散公告

当社は、平成二十八年二月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十一日

北海道釧路郡釧路町国誉四丁目二五番地

清算人有限会社和田機械

和田　豊重

解散公告

当法人は、平成二十八年四月一日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十一日

福島県白河市明戸一九三番地の二

特定非営利活動法人訪問美容サービスセンター

代表清算人　円谷恵美子

解散公告

当社は、平成二十八年四月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十一日

茨城県日立市滑川町三一〇六番

多賀砿石工業株式会社

代表清算人　薄井　榮